

平成 30 年度 「学校支援ボランティア活動」 助成金実施要領

(目的)

第 1 条 歳末たすけあい募金（共同募金）配分金を活用して、八尾市内の小・中学校、特別支援学校を支援するボランティア活動に対し、ボランティア活動に要する費用の一部を助成することにより、さらなる魅力ある学校づくりの推進を図ることを目的とする。

(助成対象)

第 2 条 助成の対象となるものは、八尾市内の学校支援ボランティア活動に関する取り組みであり、かつ、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 八尾市内で実施し、活動対象の小・中学校長、特別支援学校長の確認があること。
- (2) 営利を目的とする活動でないこと。
- (3) 八尾市からの補助金、助成金など公的資金を受けていないこと。
- (4) 特定の政党もしくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動でないこと。
- (5) 八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当するものでないこと。

(助成対象経費)

第 3 条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、学校支援ボランティア活動に要する下記の経費とする。

- (1) 備品消耗品費、印刷製本費、その他ボランティア活動に必要と会長が認める経費

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、内容を審査した上、1 小・中学校、特別支援学校につき 1 団体、3 万円を上限とする。また、同団体における申請は 3 年間を限度とする。

(交付の申請)

第 5 条 助成の申請は、助成事業申請書（様式第 1 号）に、実施計画書（様式第 2 号）、収支予算書（様式第 3 号）を添えて、申請するものとする。

(交付決定)

第 6 条 助成金の申請があった場合、八尾地区共同募金会で審査を行い、会長が交付決定し、適切な事業の実施が見込まれる団体に対して、予算の範囲内で助成を行う。交付決定については文書（様式第 4 号）で通知する。

(財源)

第 7 条 この事業資金については、八尾地区募金会の歳末たすけあい募金より支出する。

(実績報告書)

第 8 条 助成事業の終了後又は助成金の交付の決定を受けた年度の終了後、速やかに助成事業報告書（様式第 5 号）、収支決算書（様式第 6 号）を添えて、報告するものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 18 日から実施する。